

# 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が保護者に説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

名 称	学校法人聖晋学園
所 在 地	大阪市淀川区西三国3-17-32
代表者氏名	理事長 安達 巡

## 2 利用施設

施設の種類	幼稚園型認定こども園
施設の名称	認定こども園 みくにひじり幼稚園
施設の所在地	大阪市淀川区西三国3-17-32
連絡先	電話番号 06-6392-2525 FAX 06-6392-9221
管理者	園長 安達 祐一
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童
利用定員 (令和6年現在)	<1号認定子ども> 210人 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 <2号認定子ども> 60人 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童
開設年月日	平成28年4月1日
事業所番号	2710051005561

## 3 施設の目的・運営方針

幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

#### 4 施設・設備等の概要及び職員体制

##### (1) 施設

設備	部屋数	備 考
保育室	10室	年少組(3歳児・満3歳児クラス)4室
		年中組(4歳児クラス)3室
		年長組(5歳児クラス)3室
遊戯室(ホール)	1室	北側園舎2F 151.6㎡
調理室	1室	保育園園舎1F
事務・職員室	1室	北側園舎 1F(救護室・倉庫含む)
図書室	1室	西側園舎 3F
PTA会議室	1室	西側園舎 3F
子育て相談室	1室	西側園舎 3F
子育て支援室	3室	保育園園舎1F(にこにこレインボー)
		保育園園舎3F(預かり保育・プレイルーム)
		北側園舎 3F (一時預かり ぷち)
子ども用トイレ	6か所	
大人用トイレ	4か所	(多目的トイレ含む)

##### (2) 主な設備

敷 地	2040.89㎡	
園 庭	地上園庭964.51㎡	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造3階建
	延べ床面積	1518.41㎡

##### (3) 職員体制 (令和6年9月1日現在)

職 種	職務の内容	員数	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	
副園長	命を受けて所属職員を監督、園務整理と園児の保育をつかさどる	1	
主任	命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1号担当
主幹保育教諭	命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	2号担当
保育教諭	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録等を行う。	31	
保育補助	教育・保育に従事する	4	
事務職員	事務に従事する	2	
栄養士	園児の栄養の指導及び管理をつかさどる	1	給食会社委託
調理員	献立に基づき、給食及びおやつ調理をする	5	給食会社委託

## 5 提供する教育・保育等の内容

認定こども園教育・保育要領(平成29年4月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、幼稚園教育要領(平成29年3月文部科学省告示第62号)及び保育所保育指針(平成29年3月厚生労働省告示第117号)に基づき、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

子どもらしい子ども、明るく、たくましく、やさしい情緒豊かな子どもに育てることを、一番の目標とします。

- ① よく考え、よくみつめる子ども【思考・認識】
- ② 自分から進んで創り出す子ども【自主・自立・創造】
- ③ 辛抱よく、やりとげる子ども【忍耐】
- ④ 心の美しい、やさしい子ども【情緒】
- ⑤ 友だちと元気に仲よく遊ぶ子ども【協調】

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

「6 教育・保育を提供する時間」に記載する時間において、教育・保育を提供します。

### (2) 図書の貸し出し

図書の貸し出しを行います。保護者対象の貸し出しや、長期休暇中(夏休み・冬休み)の貸し出しもあります。

### (3) フリー保育

毎週土曜日は、フリー保育を行っており、参加・不参加は各家庭で自由に選択できます。

### (4) 送迎

登降園は、基本は保護者による通園です。先生と歩いて登園するコースもあります。

### (5) 預かり保育

1号認定の方は、教育標準時間以外の預かり保育を実施します。(ホーム…別途負担、単発・月極あり)

2号認定の方は、保育要件を満たしている時間のみ預かり保育を実施します。(のびのび…時間外は別途負担)

※認定区分によって手続き方法が異なります。(詳細は別途書類)

## 6 教育・保育を提供する時間

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間(概ね5時間程度)	9:00~14:00(※注1)
2号認定子ども	保育標準時間(最大11時間)	7:30~18:30(※注2)
	保育短時間(最大8時間)	9:00~17:00(※注3)

(※注1)9:00より前若しくは14:00を超えて保育を希望される場合は、預かり保育を利用することもできます。(別途利用者負担金が必要)

(※注2)7:30~18:30までの範囲内で、保育要件を満たしている日と時間のみ預かりになります。保育要件以外(私用等)で園児をお預かりすることはできません。(18:31~19:00までの範囲は時間外保育となり、別途利用者負担金が必要)

(※注3)9:00~17:00までの範囲内で、保育要件を満たしている日と時間のみ預かりになります。保育要件以外(私用等)で園児をお預かりすることはできません。(7:30~8:59まで又は17:01~19:00までの範囲は時間外保育となり、別途利用者負担金が必要)

## 7 休園日

認定区分	休園日
1号認定子ども	土曜日(※注1)、日曜日、祝日、春、夏、冬期の長期休業日、その他園長が必要と認めた日
2号認定子ども	日祝日・新年度準備日(4/1)(※注2)・お盆(8/12~16)・運動会・年末年始(12/29~1/3) その他園長が必要と認めた日

(※注1)土曜日でも保育を希望される場合は、預かり保育を利用することができます。

(※注2)4/1が土・日の場合は翌週の月曜日に振替。

※伝染性疾病などの発生により、感染拡大の恐れがある場合、学級閉鎖等の臨時休園の措置をとります。

※土曜日の行事が、日・祝に延期になった場合、翌日代休となります。(預かり保育あり)

※暴風警報等が発令された場合やライフライン(水道・ガス・電気・鉄道等公共交通機関)が断たれた場合に、臨時休園等の措置をとる場合があります。れんらくアプリにてお知らせします。

## 8 利用料金

お支払方法は、ゆうちょ銀行の指定口座より自動引き落としとなります。通帳記帳をもって領収書と代えさせていただきます。(引き落とし手数料10円は保護者負担)

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額(月額)をお支払いいただきます。

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」により、市町村から幼稚園が代理受領するため、保護者負担は無償となります。

#### ※利用にあたっての注意事項

1号認定子ども及び2号認定子どもは居住の市町村から、認定を受けています。他市に引越しをする場合、変更が必要ですので、必ず事前に園までお申し出ください。お申し出なく他市へ引越しされた場合、認定が取消となり、保育料等の無償化は受けられませんので、ご了承ください。

### (2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

別表に掲げる特定徴収金(給食費・教育充実費・保護者会費)をお支払いいただきます。

### (3) 保育料・特定徴収金等の未納

#### (1)(2)に掲げる負担金について

・引き落とし日に残高不足で引き落としが確認できず、1度目の通知する納付期限にも納入が確認できない場合

・2か月連続して引き落とし日に残高不足で引き落としが確認できない場合

以上の場合、延滞金(500円)が発生しますのでご了承ください。延滞金が発生する場合は、翌月の引き落とし時に合わせて請求します。

なお、延滞が続く場合は、納付期限までに納めた方との公平を保つために、教育・保育の提供を終了します。

※詳細は「利用の終了に関する事項」をご確認ください。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法…自園調理(調理業務はハートフードクリエーツ株式会社が行います。)

(2) 給食の提供を行う日……………月～金 ※土曜日は弁当持参

間食の提供を行う日(預かり保育のみ)……月～金 ※土曜日は市販品

※献立は毎月お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応 ・ 食物アレルギー対応マニュアル有

※食物アレルギーのある場合、入園前に、栄養士と個別に面談します。アレルギー対応食を希望の方は、園指定の用紙に必要事項を記入し、医師の意見書と共に園に提出してください。また、アレルギー対応を中止する場合、中止申出書を提出してください。

## 10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが、共に育ちあうことを基本的な考え方として、特別支援教育・障がい児保育を行っています。

## 11 利用の開始に関する事項

当園の本重要事項説明書に同意・利用契約を締結し、居住市町村の支給認定を受けた者に教育・保育の提供を開始します。

(1) 1号認定子ども…当園に直接お申込ください。※定員を超える希望があった場合は、抽選となります。

(2) 2号認定子ども…居住市町村の利用調整に基づきます。

## 12 利用の終了に関する事項

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) 3か月にわたり保育料および特定徴収金の滞納があり、納入の催促に応じず、納入の意志がないと、判断されたとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

・当園の理念に反した主張を繰り返された場合

・SNS等で、風紀を乱す等の事実が認められた場合

## 13 学校医(嘱託医)

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科	医療機関の名称	貴生病院
	医院長名又は医師名	中野 貴子先生
	所在地	大阪市淀川区西三国1-18-4
	電話番号	06-6392-0007

(2) 歯科	医療機関の名称	安達歯科医院
	医院長名又は医師名	安達 郁先生
	所在地	大阪市淀川区西宮原2-7-2
	電話番号	06-6395-0418

## 14 緊急時の対応

### (1) 幼稚園でのケガ・事故について

軽いケガ(すり傷、切り傷等)の場合、幼稚園にて処置します。病院の診察が必要と思われるケガの場合は、保護者に連絡して判断していただきます。連絡がつかない場合は幼稚園の判断にて専門医を受診します。その後通院が必要な場合は保護者でお願いします。

### (2) 緊急時の各家庭への連絡について

緊急事態が発生し、急遽「登園を中止する・お迎えをお願いする」場合は、れんらくアプリにて連絡します。

大災害発生等で連絡が断たれた場合は、災害の状況に応じて、園児は幼稚園にて待機・もしくは収容避難所に指定されている三国中学校に避難します。三国中学校に避難した場合は、園に掲示しておきますので、幼稚園 → 三国中学校まで、直接迎えに来てください。(可能なかぎりIDカード着用)

## 15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有
	・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有
	・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	左記の訓練は、学期ごとに1～2回実施します。
防犯訓練・防災訓練	(幼児の安全確保マニュアル参照)

## 16 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

(1) 職員に対して虐待防止研修を実施

(2) 虐待防止マニュアルの作成

## 17 要望・苦情等に関する相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口 窓口担当者 副園長 奥村綾

ご利用時間 9:00～17:00

電話番号 06-6392-2525

FAX 06-6392-9221

担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。

第三者委員 地域社協女性会監査 狭川 環

電話番号 06-6391-3397

※上記のほか、年度末に保護者アンケートの回収も行っています。

**18 利用者に対しての保険の種類・保険事故(保険者の保険金支払義務を具体化させる事故)・保険金額**

以下の保険に加入しています。

保険の種類	(独)日本スポーツ振興センター ※別紙参照(P.16)	CHUBB損害保険 賠償・傷害
保険の内容	園内での怪我など	園児の怪我・賠償
保険金額	ひとり285円	349,580円

**19 第三者評価の受審、自己評価の実施状況**

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
学校評価の実施状況	毎年度実施	ホームページに掲載
自己評価の実施状況	毎年度実施	ホームページに掲載

**20 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨**

(適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無)

なし

## 21 その他の留意事項

喫煙	敷地内はすべて禁煙です。
送迎	<p>子ども達の体力づくりを考え、できるだけ徒歩通園での登降園をお願いいたします。</p> <p>また、送迎の際には、保護者が必ずIDカードを着用してください。</p> <p>保護者以外の方が、送迎される場合は、必ず幼稚園に連絡したうえでIDカードの着用をお願いします。</p> <p>※自転車以外の車両での送迎は、一切禁止とします。</p> <p>園付近の道路は狭いうえ、子ども達(小中学生)の行き来も多く大変危険です。また、園の前の道路は『歩行者専用道路』で、許可証のない自動車は進入できません。</p>
病気・伝染病等	<p>病気の時は、たとえ園児が幼稚園に行きたがっても、他の園児への影響も考え、家庭でゆっくり療養させてください。</p> <p>風疹や手足口病などの伝染病の疾患にかかった場合は、医師の許可が出るまで登園できません。(登園許可・治癒証明の提出が必要です。)</p> <p>幼稚園で、37.5℃以上の発熱、嘔吐・下痢等で、保育が受けられないと判断した場合は保護者に連絡をしますので、速やかにお迎えをお願いします。また、緊急時に備えて、必ず連絡が取れるようにしておいてください。</p>
投薬	<p>事故防止の観点から、<u>幼稚園で職員が園児に薬を服用させることはできません</u>ので、降園後に服用していただくか、病院で朝夕2回の服用になるよう処方してもらってください。やむをえず、保育時間中に服用が必要な薬や、緊急時に必要な薬(アレルギー処方薬等)については、園の与薬依頼書(園職員室、ホームページからダウンロード)に、主治医のサインまたは、与薬に関する主治医意見書を提出してください。</p> <p>なお、<u>市販の薬は一切受付けておりません</u>。</p>
閉園時間	<p>平日19:00、土曜日18:30です。</p> <p>上記時間までに降園準備をして、降園していただくようお願いいたします。</p> <p>上記時間を過ぎてのお迎えにつきましては、別途料金(10分毎1,000円)を頂くとともにそれ以降は延長保育は一切利用できなくなりますことを、ご了承ください。</p>
預かり保育利用について	<p>要支援児の預かり保育の受け入れに関しては、事前に必ずご相談ください。園での園児の様子により、職員の配置の関係上、お預かりできない場合があります。ご了承ください。</p> <p>預かり保育利用の際は、登降園時に打刻をお願いしています。</p> <p>打刻を忘れた方は、事務手数料一律 300円/回(1人あたり)がかかるとともに、打刻忘れが多い場合は預かり保育をお断りすることがありますのでご了承ください。</p> <p>各市町村への書類提出と、安全管理を目的としておりますので、皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。</p>
保護者による保育サポートについて	<p>保護者の支援が必要と判断した園児につきましては、保育中、保護者のサポートをお願いすることがありますので、ご了承ください。</p>
宗教活動 政治活動 営利活動	<p>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>



## 22 個人情報保護の基本方針

園児および保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて『個人情報の保護に関する法律』及び関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

### (1) 個人情報の使用

個人情報の使用に際して、使用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上で、園児の園生活において必要に応じ使用します。具体的な使用は次のとおりとします。

- ・園児が必要とする箇所(ロッカー・くつ箱等)や個人で使用する物品(連絡帳・帽子等)には名前を掲示・記載します。
- ・園内の壁装飾として、当番表・誕生表・園児作品には名前や写真を掲示します。
- ・園児名簿・日誌・指導計画・名札・クラスだよりなどの配信に、名前や行事の写真・皆様にお寄せいただいた文章を掲載します。
- ・肖像権の同意を頂いている方のみ、ホームページ・ブログ・パンフレットに写真を掲載します。
- ・園児名簿や園児連絡先は当園での使用に限定し、それ以外の方から求められてもお知らせしません。
- ・調査票・就労証明書の提出をお願いしますが、保育上必要な目的以外には使用しません。
- ・実習生の記録ノートに園児名の記載はいたしません。
- ・その他、園児募集並びに入園に関する業務・保護者との連絡業務・園児の保育に関する業務・園児の記録に関する業務・園児の健康状態把握に関する業務・園児の登降園時間に関する業務・保育料請求管理業務・卒園児の確認に関する業務・公的補助金申請や請求業務に使用します。

### (2) 個人情報の提供

次の場合を除き、個人情報を第三者に開示または提供しません。

- ① 個人情報の提供先………国県市町村の監督官庁・登園・降園打刻システムの委託会社(VISH株式会社)
- ② 提供する個人情報の内容…調査票や申込書類に記入した個人情報(氏名、生年月日、認定区分、保育料、その他請求管理に必要な情報などが想定される。)
- ③ 提供先における利用目的…公的補助金申請のため・認定区分確認のため・請求管理のため

### (3) 個人情報の管理

利用する個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩(ろうえい)滅失、又は毀損(きそん)の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失った個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

### (4) 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

保護者とその子ども、その家庭および自身の個人情報(個人データ)の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。また、開示には、本人(保護者)確認をさせていただきます。

### (5) 個人情報保護体制の継続的改善

この「個人情報保護の方針」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつ継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

# 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

みくにひじり幼稚園では在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSCの災害共済給付は、幼稚園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、園児の名簿を提出することになっています。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和6年4月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、幼稚園児は『願書』により、同意していただいたものとみなし、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

## ■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突 然 死 運動などの行為に起因する突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 3,000万円 〔通学(園)中の場合1,500万円〕 死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

## ■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

\*これはJSCの災害共済給付制度の概要を記載したも

- 共済掛金(年額) ※負担金額は年額です。  
保護者等負担額189円(入園手数料より支払い)